

日医発第858号（保178）
平成28年10月31日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉義武

検査料の点数の取扱いについて

平成28年9月28日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会において新たな臨床検査（E3 1件）を保険適用することが了承され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から別添1のとおり取り扱う通知が示され、平成28年10月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において別添2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌12月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 検査料の点数の取扱いについて
（平28. 9. 30 保医発0930第5号 厚生労働省保険局医療課長）
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

保医発0930第5号
平成28年9月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日付け保医発0304第3号）の一部を下記のとおり改正し、平成28年10月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D014自己抗体検査中（25）を（26）とし、（15）から（24）を1ずつ繰り上げ、（14）の次に次のように加える。

（15） 抗MDA5抗体、抗Mi-2抗体、抗TIF1- γ 抗体

ア 抗MDA5抗体、抗Mi-2抗体及び抗TIF1- γ 抗体は、区分番号「D014」自己抗体検査の「26」抗デスモグレイン3抗体、抗BP180-NC16a抗体の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、厚生労働省難治性疾患克服研究事業自己免疫疾患に関する調査研究班による「皮膚筋炎診断基準」を満たす患者において、ELISA法により測定した場合に算定できる。

ウ 本検査と区分番号「D014」自己抗体検査の「9」から「14」まで及び「17」に掲げる検査を、2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)

改正後	現 行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料</p> <p>D014 自己抗体検査 (1)～(14) 略 <u>(15) 抗MDA5抗体、抗Mi-2抗体、抗TIF1-γ抗体</u> <u>ア 抗MDA5抗体、抗Mi-2抗体及び抗TIF1-γ抗体は、</u> <u>区分番号「D014」自己抗体検査の「26」抗デスモグレイン</u> <u>3抗体、抗BP180-NC16a抗体の所定点数に準じて算</u> <u>定する。</u> <u>イ 本検査は、厚生労働省難治性疾患克服研究事業自己免疫疾患</u> <u>に関する調査研究班による「皮膚筋炎診断基準」を満たす患者</u> <u>において、ELISA法により測定した場合に算定できる。</u> <u>ウ 本検査と区分番号「D014」自己抗体検査の「9」から「1</u> <u>4」まで及び「17」に掲げる検査を、2項目又は3項目以上行っ</u> <u>た場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を</u> <u>算定する。</u> <u>(16)～(25) 略</u></p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料</p> <p>D014 自己抗体検査 (1)～(14) 略 (新設)</p> <p>(15)～(24) 略</p>

新たに保険適用が認められた検査

平成 28 年 9 月 30 日 保医発 0930 第 5 号（平成 28 年 10 月 1 日適用）

測定項目	抗MDA5抗体、抗Mi-2抗体、抗TIF1-γ抗体
商品名	MESACUP anti-MDA5テスト MESACUP anti-Mi-2テスト MESACUP anti-TIF1-γテスト (株式会社医学生物学研究所)
区分	E3（新項目）
測定方法	ELISA法
主な測定目的	血清中の抗MDA5抗体、抗Mi-2抗体及び抗TIF1-γ抗体の測定 (皮膚筋炎の診断の補助)
参考点数	「D014」自己抗体検査 「26」抗デスマグレイン3抗体、抗BP180-NC16a抗体 270点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日保医発0304第3号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を以下のように改める。（変更箇所下線部） 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D014 自己抗体検査 <u>(1)～(14) 略</u> <u>(15) 抗MDA5抗体、抗Mi-2抗体、抗TIF1-γ抗体</u> <u>ア 抗MDA5抗体、抗Mi-2抗体及び抗TIF1-γ抗体は、区分番号「D014」自己抗体検査の「26」抗デスマグレイン3抗体、抗BP180-NC16a抗体の所定点数に準じて算定する。</u> <u>イ 本検査は、厚生労働省難治性疾患克服研究事業自己免疫疾患に関する調査研究班による「皮膚筋炎診断基準」を満たす患者において、ELISA法により測定した場合に算定できる。</u> <u>ウ 本検査と区分番号「D014」自己抗体検査の「9」から「14」まで及び「17」に掲げる検査を、2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。</u> <u>(16)～(26) 略</u>

(日本医師会医療保険課)